

佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金について

1 事業概要

増加が見込まれる在宅医療等の需要に対応するため、在宅診療に取り組んでいる、又は新たに取り組む医療機関に対し、在宅診療のための医療機器等の整備に要する経費を補助します

●対象：在宅診療に取り組んでいる、又は新たに取り組む医療機関（医科）

●補助率：1／2以内

●基準額：150万円

●想定箇所数：10医療機関程度

応募多数の場合は、訪問診療の実績や計画内容等を考慮して補助事業者を決定します

●対象となる設備経費

在宅診療のための医療機器等の整備

（※医療機器に任意で付ける保証プラン等については対象外とします。）

・ポータブル心電図

・ポータブルエコー

・ポータブルX線撮影装置 など